

枚方市結核対策費補助金交付要領

第1 趣旨

この要領は、枚方市補助金等交付規則及び枚方市結核対策費補助金交付要綱の規定に基づき、枚方市結核対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続について必要な事項を定めるものとする。

第2 申請兼実績報告時期

補助金の申請兼実績報告時期は、当該年度1月31日(消印有効)までとする。

(郵送の場合は必ず、消印日を明確にすること。)

第3 申請兼実績報告書

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、枚方市結核対策費補助金事業申請兼実績報告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 申請者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - ①健康診断事業実績報告書（別紙1）
 - ②結核対策費補助金実績額明細書（別紙2）
 - ③補助金以外の経費負担の概要（別紙3）
 - ④歳入歳出決算（見込）書抄本（別紙4）
 - ⑤補助対象経費の支出を確認できる領収書等の写し
 - ⑥結核に係る定期健康診断実施報告書
 - ⑦担当者連絡票
 - ⑧その他、市長が必要と認める書類

第4 交付確定

- (1) 第3の申請兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を確定するものとする。
- (2) 補助金の適正な交付を行うため、必要があると認めるときは申請者が当該交付の申請兼実績報告書に係る事項について修正し、再審査した上で補助金の交付を確定するものとする。

第5 交付確定通知

市長は、補助金の交付を確定したときは、枚方市結核対策費補助金交付確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

第6 交付請求

申請者は、第5の交付確定通知を受けたときは、別に定める期日までに枚方市結核対策費補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

第7 補助金の廃止

- (1) 補助金を廃止するときは、枚方市結核対策費補助金事業廃止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 廃止届の提出があったときは、当該事業に係る補助金の交付確定はなかつたものとする。

第8 実地調査等

- (1) 枚方市補助金等交付規則第14条に基づき、補助金に係る実地調査は、当該職員が行い、申請者に必要な書類の提出を求めることができる。

(2) 申請者は提出の求めがあった場合、必要な書類を提出しなければならない。

第9 施行期日

この要領は、令和5年分から施行する。